

# 平成31年第4回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催年月日

平成31年4月26日（金） 15時14分開会  
16時14分閉会

## ■ 開催の場所

指宿市役所 3階 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸  
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美, 福富 早央里

## ■ 欠席委員

なし

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	下吉 一宏
教育総務課長	鮎川 富男
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	野元 伸浩
社会教育課参事	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	内村 喜代志
学校給食センター所長	有馬 芳文
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生
学校教育課主幹兼係長	船間 秀仁

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事

- ・ 日程第1 議案第15号 指宿市立市民会館条例施行規則及び指宿市体育施設条例施行規則の一部改正について

- ・日程第2 議案第16号 指宿市立学校管理規則の一部改正について
  - ・日程第3 議案第17号 指宿市立学校における小中一貫教育に関する要綱の制定について
  - ・日程第4 議案第18号 指宿市立校区公民館長の任命について
  - ・日程第5 議案第19号 指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の任命について
  - ・日程第6 報告第3号 指宿市スポーツ推進審議会委員の補欠委員の任命について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告

(西森教育長)

ただいまから、平成31年第4回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

### 3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

平成31年第3回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

### 4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員にお願いいたします。

### 5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

4月1日からでございますが、市役所関係、教育委員会関係、社会教育関係の公民館主事等の辞令交付から始まりました。

4月3日には、任用通知書の交付と研修会ということで、教育相談員または特別支援教育支援員等の任用通知書を交付して、その後、研修会を行ったところです。

同じく3日に、転入教職員の宣誓式を15時30分から、なのはな館の視聴覚室で行いました。本年度から早くスタートしたいということで、この時期になったわけですが、反省等も学校からお聞きしましたがけれども、特に問題はなかったと思っております。

5番目になりますが、指宿商業高等学校を訪問しました。職員会議の前に、教育委員会の課長と指導主事等と一緒に顔合わせという形で訪問し、お願いもしたところです。

4月8日は市内の小中学校の入学式。9日は商業高校の入学式がございました。私は徳光小学校に出席させていただきましたが、入学児童が6名で、6年生と一緒に入場して前に行き、先輩のほうを向いて座らせる形でした。通常は、新入生の紹介が担任のほうからあるわけですが、徳光小学校では、新入生の名前を呼んだら立ち上がって、世話をしている6年生の子供さんが、その名前を呼ばれた子供さんについて、「〇〇さんは、こういうことを頑張るそうです。」というように紹介してあげる。今までに観たことのない入学式の様子が観られたなと思ったところです。

7番目ですが、県の教育行政説明会が県庁の講堂で行われました。教育部長、教育総務課長、学校整備室長、私の4名で参加し、県の教育行政関係課の施策等について説明を受けたところです。

8番目は、第3回人事異動連絡会。これは、小中学校の先生方の人事異動。それから、高等学校を設置する教育委員会の教育長会。これは、指宿商業高校の先生方の人事異動に関する説明会と反省会を行いました。

それから11番目ですが、市スポーツ推進審議会が、なのはな館で行われました。

昨日25日は、南薩地区校長研修会、地区の教育長会、地区の教科用図書採択協議会が南さつま市で行われました。特に、地区の教科用図書採択協議会は、本年度の小学校の各教科の採択について協議をするということで、年5回計画をしておりますが、その1回目で、組織づくりと採択作業のスケジュール等について確認をしたところです。また、採択の状況等については、追々報告をさせていただきたいと思っております。

以上、教育長報告を終わります。

## 6 会議の公開等について

### (西森教育長)

次に、本日の会議の公開等についてお諮りいたします。

日程第1から日程第3までは公開で、日程第4から日程第6までについては、人事・人選に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取り扱いとしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

## 7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第1，議案第15号，指宿市立市民会館条例施行規則及び指宿市体育施設条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第1，議案第15号，指宿市立市民会館条例施行規則及び指宿市体育施設条例施行規則の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市立市民会館条例施行規則及び指宿市体育施設条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

主な改正の理由を申し上げます。

施設の使用料の減免基準につきましては，「使用料・手数料等の見直しに係る基本方針」において，「受益と負担の公平性」を保つ観点から，施設ごとではなく，統一的な基準を設けているところでございます。このうち，「施設の管理運営団体が施設の管理運営目的で使用する時は免除する」旨の項目について，『管理運営目的』の使用の状況が想定しづらく，定義が曖昧」等の理由から，削除されました。このようなことから，基本方針に基づいた規定にするため，今回，規則の一部改正を行うものであります。

新旧対照表5ページの指宿市立市民会館条例施行規則第8条と8ページの指宿市体育施設条例施行規則第9条をご覧ください。

どちらも使用料の減免に関する規定でございます。それぞれの第2号で施設の管理運営団体が施設の管理運営目的で使用する場合は全額免除するという規定が定められておりますが，全文を削除し，第3号以下の号を1号ずつ繰り上げるものであります。

7ページをご覧ください。

また，指宿市立市民会館条例施行規則につきましては，様式の改正も必要となることから，様式中段の減免該当区分の8号を削除し，今回の改正内容に合わせることであります。

なお，附則において，この規則は公布の日から施行することとしてあります。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

また，補足があれば，具体的に説明をお願いします。

**(野元課長)**

施設の管理運営団体ということで、指定管理者等を市民会館は指定しています。こういった管理運営目的のために使うのであれば免除しますという項目があったのですが、この管理運営というのが曖昧で、今までも使っていたという状況もあり、施設や会議室を使う時に、その管理運営の目的というのは、どういった目的かというのが定かではなかったということで、その部分は削除しますということでございます。

**(七夕職務代理者)**

削除するということは、管理運営団体も一定の額を支払うということでしょうか。

**(野元課長)**

指定管理者と書いていますので、指定管理者が使う分に関しましては、ほとんど使用料を取ることはないと思っています。ただ、市民会館を利用するにあたって、指定管理者として使うのではなく、別の自分たちの会社のために使うという場合は、使用料が発生します。

**(西森教育長)**

主に市民会館であれば、まちづくり公社が事務所を中に置いています。体育施設であれば、体育館の受付業務等をするスポーツクラブが指定管理者ですので、その事務所を置いてあり、その分については使用料を取らないと。ですが、スポーツクラブがスポーツ教室を開くなど、色々なことで部屋を使う時には使用料を払ってもらいますということです。

これは教育委員会関係の施設だけではなくて、他の施設も同じように、市役所として全体的に見直したということです。

**(七夕職務代理者)**

分かりました。

もう一つ、現行と改正後（案）を見比べてみますと、例えば（１）の使用料の全額で切っけてあります。体育館施設条例施行規則では、（１）全額免除となっています。今回の改正にあたり、文言を統一するお考えはないかお尋ねいたします。

**(下吉部長)**

ご指摘の意味は分かりますが、改正においては必要最低限の改正をしたいということで、今回はこのような形で提案をさせていただいております。

**(西森教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(西森教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1，議案第15号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第1，議案第15号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第2，議案第16号，指宿市立学校管理規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第2，議案第16号，指宿市立学校管理規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の10ページをお開きください。

指宿市立学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。本案は、学校教育法施行規則の一部改正により、同一の者が設置する小学校と中学校において、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校が制度化され、中学校区におけるこれまでの小中連携の取組をさらに充実させる運営の仕組みが整えられたところであり、このようなことから、本市の小学校及び中学校においても、各中学校区における小中一貫教育の取組をこれまで以上に充実させるために、指宿市立学校管理規則の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので13ページをお開きください。

目次部分の改正でございますが、第5章運営管理の中において、第3節高等学校を第4節高等学校とし、第2節中学校の次に、第3節中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校を加えようとするものであります。

次に、14ページをお開きください。

第65条の次に、新たに第65条の2として、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の一貫教育について、条文を加えようとするものであります。既存の各小学校及び中学校を、枠組みは残したまま中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校と位置付け、左欄に掲げる小学校と右欄に掲げる中学校は、それぞれ、学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すこととしております。

なお、附則において、この規則は、平成32年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(西森教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。  
学校教育課長，何か補足がありましたらお願いします。

**(常深課長)**

これまで小中連携教育を実施した中で，今後，小中一貫教育を目指すということの大きな違いは，9年間を通して，小中学校の教員が目指す子供像を共有していくということになります。義務教育学校とも少し違うのですが，併設型ですので，同じ指宿市が設置者です。建物は違うものの，小中学校の子供たちの目指すものを一貫して捉えていく方向に持っていくということになります。ですから，今までの小中連携よりも，更に一歩進んだ形を目指していこうというものでございます。

**(西森教育長)**

資料の11ページの最後の行に附則として，この規則は，平成32年4月1日から施行するというように書かれています。1年先になるわけですが，準備期間として猶予期間をつくっていただいているところです。来年の4月1日から，学習指導要領の小学校における完全実施に入っていきますので，それに合わせて来年からは，この管理規則に基づいた小中一貫教育を進めていきます。

それから，中学校併設型小学校，小学校併設型中学校という大変難しい呼び方をしておりますが，これはもう法律の施行規則の中に出てきておりますので，小学校で中学校と一緒になった小中一貫教育ができますよと，そういう意味合いもあるかと思えます。

管理規則に付け加えることによって，より充実した小中一貫教育を実施できるようということによって改正がなされるわけですが，制度的に今までと大きく変わるということではないのですよね。

**(常深課長)**

一歩前進はしますが，大きく変わるということではないです。

**(西森教育長)**

規則的に，きちんと小中一貫教育の推進を位置づけて進めるということです。

**(福富委員)**

小中一貫型になるということで，子供たちの目指すものを小中一貫で考えられるようになるということでしたが，来年度から小中学校の校長先生等が集まって，目標なども同じものになるということでしょうか。

**(常深課長)**

発達の段階が違いますので、小学校と中学校の目標は変わるかと思いますが、大きな括りという目標というのは揃えていきたいと思いますという形です。これまでは、それぞれの小中学校で目標があって、その共有化はしておりませんでしたけれども、今後は、それぞれが立てた目標をお互い知り合ひしようというところから始まって、少しずつ近寄っていく形になるのではないかと考えております。

#### (西森教育長)

32年度に向けては、今の中学校区で義務教育9年間を見通した教育を進める。中学校3年生を卒業する時には、こういう子供たちに育ててあげましょうということで、もう本年度から9年間を見通した、共通した教育目標を掲げて取り組んでいく。しかし、発達段階がありますので、小学校は小学校、中学校は中学校の教育目標も定めていきたいと思いますという事です。こういう位置づけをすることによって、義務教育学校に準じた小中一貫教育ができるという仕組みをつくったということですね。

#### (藤井委員)

目指す子供像というのは、誰が決めるのですか。各校長先生方が集まって、決めるということなのでしょうか。

#### (常深課長)

実際のところは、これから詰めていくことになるかと思うのですが、各学校では子供の今の実態、保護者の願い、地域の状況・実態、教職員の願いというのを総合的に勘案しまして、目指す子供像をつくっていているのが現状です。ただ、これまでは各学校バラバラだったのを、こんな風につくりましたよというのを見せ合うことによって、ここの学校の良い所はここですよ。だったら、私たちもここを共有しようかなというような形が、今後しやすくなっていくことになります。全く一緒のものをつくるというわけではないですが、お互いの情報を共有し合う、融通が利くような状況が生まれてくることになります。

#### (西森教育長)

直接担当の船間主幹が入っておられますので、30年度の取組と本年度の計画の様子について、少し話をしてください。

#### (船間主幹兼係長)

平成30年度におきましても、各中学校区におきまして、小中一貫教育の推進委員会等が年に3回程開かれております。また、小学校5・6年生、中学校1年生を中心とした交流学习、それから教科の乗り入れ授業につきましては、全中学校区では行われておりませんが、西指宿中学校区、開聞中学校区では中学校の先生方が小学校に出向いて、小学生の教科の授業を行っております。

#### (西森教育長)



もう9年間、小中学校一緒にした教育目標を定めている中学校区があるのですか。

**(船間主幹兼係長)**

先程も出ましたけれども、義務教育段階を終える段階での子供たちに身に付けておくべき力。これが何かという観点がありますので、各小中学校の校長先生方が集まって、目指す子供像を決定していくことになります。

**(西森教育長)**

教育目標については、最終的には学校長の責任で決めていくわけですが、そこに持つていくためには担当者レベルで原案をつくって、最終的に校長先生方で話し合っ決めていただくということですね。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(西森教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2、議案第16号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(西森教育長)**

それでは、日程第2、議案第16号は、提案のとおり可決することといたします。

**(西森教育長)**

次に、日程第3、議案第17号、指宿市立学校における小中一貫教育に関する要綱の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(下吉部長)**

日程第3、議案第17号、指宿市立学校における小中一貫教育に関する要綱の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の16ページをお開きください。

指宿市立学校における小中一貫教育に関する要綱を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めます。本市では、平成29年9月に「指宿市小中一貫教育の推進について」、各小中学校に周知し、各小中学校においては、これまで9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する小中一貫教育に取り組んできたところであります。

このような中、さきほど議案第16号で説明いたしましたように、国において小中連携の更なる取組を充実させる制度改正がなされことを受け、本市においても、今後一層の小中連携の強化を図り、小中一貫教育を推進するため、学校管理規則の一部を改正し、「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の一貫教育」を規定したところであります。この要綱は、指宿市立学校において小中一貫教育を施すことに関して、必要な事項を定めるために制定しようとするものであります。

制定する要綱の内容をご説明申し上げます。17ページでございます。

第1条では、この告示の趣旨を定め、第2条では、「小中一貫教育」とは小学校及び中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育活動を行うものと定義しております。

第3条では、小中一貫教育を推進するために、各中学校区は、校長、教頭等で構成する推進委員会を、教育委員会に推進委員会の代表で組織する委員会を置くこととしております。

第4条では、小中一貫教育を施すためにふさわしい仕組みを整え、運営すること、小学校、中学校間においては、学校間の協議を経て教育課程を編成し、小中一貫教育を実施することとしております。

なお、附則において、この告示は、平成32年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### (西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

#### (西森教育長)

暫時休憩いたします。

#### (西森教育長)

会議を再開いたします。

17ページの最後の行にありますように、この規則も来年の4月1日から施行ということで、先程の管理規則と合わせてございます。

#### (別府委員)

小中一貫を色々な形で説明していったり、今後、具体的に動いていくわけですが、現場の先生方の理解度、保護者の方々の小中一貫に対する理解度、そこら辺はどのような状況でしょうか。

#### (船間主幹兼係長)

平成29年の9月に、教育委員会のほうから、小中一貫教育を推進していくということで取組がなされまして、平成29年9月から昨年度にかけて、各学校の教職員に対しても小中一貫教育の推進について、準備段階としまして説明をしているところです。ただ、今ありましたように小中一貫教育を行っていくためには、その意義について、教職員の理解を得るというプロセス

から始めなければならない場合が多いものですから、制度の改正におきまして、小中一貫教育というのは、この要綱。それから、管理規則の一部改正におきまして、学校のミッションであると、教職員もその本分として取組に参画してもらおう。そういう意識を持ってもらうために、今回の要綱と管理規則の一部改正を出しております。ですから、このことによって人事異動等があった場合にも継続的・安定的に、この小中一貫教育を実施、推進していくことに繋がっていくのではと考えております。

**(西森教育長)**

暫時休憩いたします。

**(西森教育長)**

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(西森教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第17号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(西森教育長)**

それでは、日程第3、議案第17号は、提案のとおり可決することといたします。

## 議 事 (非公開)

日程第4 議案第18号「指宿市立校区公民館長の任命について」・・・原案同意

日程第5 議案第19号「指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の任命について」  
・・・原案同意

日程第6 報告第3号「指宿市スポーツ推進審議会委員の補欠委員の任命について」  
・・・原案同意

## 9 閉会

**(西森教育長)**

以上で、平成31年第4回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。